

事 務 連 絡

令和5年7月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒が小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となったことを受け、本年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめるとともに、令和5年3月31日付「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（以下、「COCOLOプラン通知」とする。）を発出し、保護者への情報提供の在り方や学校風土の「見える化」に関する取組の推進を案内していたところです。

また、令和5年7月21日には総務大臣から文部科学大臣宛に「不登校・ひきこもりのこどもの支援に関する政策評価の結果（意見の通知）」が示され、不登校児童生徒の支援に当たり、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供不足等が指摘されたところです。

これらを踏まえ、児童生徒課では、教育委員会等の取組をさらに推進すべく、不登校児童生徒の保護者への支援に活用可能な教育・相談機関等の情報をまと

めて提示するための様式例（別添1）を作成するとともに、学校の風土等を把握するためのツール（別添2）を整理いたしました。

また、令和5年7月10日に発出いたしました「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」において、一人一台端末を用いたアプリ等の健康観察・相談窓口システム一覧（別添3）を更新いたしました。

つきましては、本内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知をお願いいたします。

記

1. 不登校児童生徒の教育・相談機関の情報提示様式例

不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援を受けられるようにすることが重要です。そのため教育委員会等においては、別添1を活用いただき、域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供するようお願いいたします。

保護者に提供する情報については、教育委員会等の判断によるのですが、令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」における別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び「民間施設についてのガイドライン（試案）」等を御参考ください。

その際に、教育委員会等におかれては、民間施設等とも積極的に連携しながら、地域の支援機関等を把握し、必要な情報をわかりやすく提示できるよう例えば、各教育委員会等において作成するハンドブックやホームページ等にて周知していただくようお願いいたします。

なお、この様式は、保護者に対する情報提供のための参考としてお示しするものであり、必ずしもホームページの改修やハンドブック作成等を求めるものではありません。

2. 学校風土の「見える化」のツール

COCOLO プラン通知に基づき、学校の風土等を把握するための具体的なツールや導入に当たった効果、実践事例等を整理いたしましたので、別添2のとおり送付いたします。

各教育委員会等の事情に応じて、こうしたツールも御参考いただきながら、学校生活の安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めるための取組を推進いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電 話：03-5253-4111

E-mail：s-sidou1@mext.go.jp